

## 随意契約理由書

神戸市

件名	車両情報モニタリング装置購入
契約の相手方	協和テクノロジーズ株式会社
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本装置は、神戸市交通局、西神・山手線および北神線 6000 形車両に搭載している列車無線装置から送信された車両故障情報等を受信し、地上側で受信した情報を必要に応じて、変換・加工してモニタ画面に表示させる装置である。</p> <p>本装置を設置することにより、本線上で発生した車両故障時の状況を地上側で把握することができ、迅速な車両故障対応が可能となる。</p> <p>本装置は、車上および地上の列車無線装置と密接な関係にあり、当該装置の性能、機能、および送信する車両故障情報を熟知したうえでの設計・製作が必要不可欠である。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、列車無線装置の設計・製作を担当した上記業者だけであるため、上記業者と随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (TEL:078-791-6582)